

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和6年5月24日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和6年度学校給食衛生管理検査業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13060015
(3) 物品委託役務内容	東広島学校給食センター等の衛生管理検査を行い、検査結果報告書を提出するもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島学校給食センターほか3施設
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日から令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	測定・検査>理化学検査
イ	法令等による登録等	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第33条に基づく登録検査機関の登録において、登録検査機関が行う製品検査の種類として「理化学的検査」及び「細菌学的検査」のいずれにも登録があること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店又は営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和6年4月22日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和6年5月24日	東広島市ホームページに掲載するとともに、東広島市総務部契約課（契約担当所属）で閲覧に供する。 閲覧場所は、「6 問い合わせ先（契約担当所属）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和6年5月24日～ 令和6年6月13日	東広島市ホームページに掲載するとともに、契約担当所属で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託業務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当所属とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和6年5月24日～ 令和6年5月31日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（入札心得別記様式第1号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 学校教育部 学事課（発注担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館3階） 電話番号 082-420-0975 / ファクシミリ番号 082-420-0969 質問書提出期間後の質問は受け付けない。 質問書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。 東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
カ 回答書閲覧期間	令和6年6月5日～ 令和6年6月13日	
キ 入札期間	令和6年6月11日～ 令和6年6月12日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は、入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託業務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和6年6月13日 午後1時10分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立会いの有無に関わらず、初度の入札参加者（当該入札が無効となったものを除く。）が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は、初度の入札に参加した者に対してファクシミリにより通知する。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託業務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当所属）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当所属）

総務部契約課 物品役務係

東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）

電話番号 082-420-0930

ファクシミリ番号 082-431-0077

令和6年度学校給食衛生管理検査業務仕様書

1 業務の名称

令和6年度学校給食衛生管理検査業務

2 業務対象施設

No.	学校給食センター名	調理場面積(m ²)	調理食数(日)	ドライシステム対応状況	所在地	電話番号
1	東広島	3,357	10,000食	ドライシステム	東広島市田口研究団地8番5号	082-425-3388
2	西条	581	2,500食	ドライシステム	東広島市西条中央七丁目23番41号	082-493-6232
3	東広島北部	1,900	5,000食	ドライシステム	東広島市福富町久芳4361番地1	082-430-1112
4	安芸津	626	780食	ドライシステム	東広島市安芸津町風早3183番地1	0846-45-4287

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日(月)まで

4 検査を行う事業所の所在地

検査は、食品衛生法第33条第2項に基づく登録台帳に検査を行う事業所として登録されている事業所で行うこと。

5 業務責任者

受注者は契約締結後、次の(1)、(2)及び(3)に留意して業務実施責任者を定め、発注者に届け出るものとする。

(1) 業務実施責任者には、資格を求めない。

(2) 業務実施責任者は、本委託業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

(3) 業務実施責任者は受注者との間で直接的雇用関係にある者とし、雇用関係が確認できる書類(社員証、雇用証明書又は健康保険証等)の写しを提出すること。

6 業務内容

業務対象施設の衛生管理検査(拭き取り検査、食品検査)を行い、検査結果報告書を提出すること。

(1) 検査方法等

ア 検査回数

2回

イ 検査時期

〔1回目〕令和6年7月1日(月)から令和6年9月30日(月)まで

〔2回目〕令和6年12月2日(月)から令和7年1月31日(金)まで

※実施日は、事前に協議の上、決定する。

ウ 検査物回収時間

概ね午前8時30分から午前11時までとする。

※詳しい時間は、事前に協議して決定する。

エ 検査内容

受注者は、業務対象施設を訪問し、担当職員と協議し、衛生管理の指導を行う上で、必要となる次の場所等について、拭き取りなどにより検査物を回収し、検査を実施する。

※食品検査のみの調理場においても、調理場内でサンプリングをしてください。

検査種類		検査場所・材料	検査項目	検査方法
細菌学的検査	環境検査	まな板、包丁、調理台、シンク、ざる、前掛等	<ul style="list-style-type: none"> 一般生菌数 大腸菌群数 黄色ブドウ球菌(陰性・陽性) 	*拭き取り法
	食品取扱者の手指、掌及び器具の取っ手	手指・手掌、釜・冷蔵庫の取っ手		*拭き取り法
	食品検査(食品微生物検査)	食材、調理品、加工品	別表のとおり	食品衛生検査指針に基づく食品検査法
理化学的検査	食品検査(ヒスタミン検査)	食材(魚)	ヒスタミン含有量	食品衛生検査指針に基づく食品検査法

※拭き取り法とは、手指や器具等に付着した微生物を綿棒などを用いて拭き取り、捕捉する方法を指す。なお、この記載にかかわらず、水を検査材料とすることがある。この場合における検査項目は次に示す別表のうちから協議の上決定することとし、検査回数は「オ 検査件数」に示す検査回数の範囲内とする。

別表

食品	検査項目
野菜・果物	E-Coli(大腸菌)、腸管出血性大腸菌 0-157
食肉	サルモネラ、腸管出血性大腸菌 0-157
冷凍食品・豆腐	一般生菌数、大腸菌群、E-Coli(大腸菌)
卵	サルモネラ
魚介	腸炎ビブリオ

オ 検査件数

(ア) 環境検査・食品取扱者の手指、掌及び器具の取っ手の微生物検査、食品検査
(食品微生物検査)

「検査件数一覧」のとおり

(イ) 食品検査(ヒスタミン検査)

指示する食材(魚)について、1回目の検査時期に1件、ヒスタミンの検査を別途行う。

検査件数一覧

センター名	回数	細菌学的検査		理化学的検査	
		環境検査	食品取扱者の手指、 掌及び器具の取っ 手の微生物検査	食品検査 (食品微生物検査)	食品検査(ヒスタ ミン検査)
		件数(箇所)		件数(品)	件数(品)
東広島	1回目	30		8	1
	2回目			8	
西条	1回目	10		3	
	2回目			3	
東広島北部	1回目	15		5	
	2回目			5	
安芸津	1回目	5		3	
	2回目			3	
計		60		38	1

(2) 検査結果報告書の提出

検査結果報告書は、検査完了後30日以内に提出し、承認を得るものとする。

報告書は施設毎に2部作成し、学事課に提出すること。なお、報告書のうち1部は製本すること。

ア 報告内容1(1回目)

◆検査実施日、施設名

◆検査結果

◇環境検査結果

- ・検査場所 ・一般生菌数 ・大腸菌群数 ・黄色ブドウ球菌〔陰性又は陽性〕
- ・評価判定

◇食品取扱者の手指、掌及び器具の取っ手の微生物検査結果

- ・氏名(検査時状況) ・一般生菌数 ・大腸菌群数
- ・黄色ブドウ球菌〔陰性又は陽性〕 ・評価判定

◇食品検査(食品微生物検査)結果

- ・検査日 ・検体名 ・食材に応じた検査項目の結果 ・評価判定

◇食品検査(ヒスタミン検査)結果

- ・検査日 ・検体名 ・ヒスタミン含有量 ・評価判定

◆衛生管理上の指摘事項及び指導

イ 報告内容 2 (2 回目)

◆ 検査実施日、施設名

◆ 検査結果

◇ 食品検査(食品微生物検査)結果

・検査日 ・検体名 ・食材に応じた検査項目の結果 ・評価判定

衛生管理上の指摘事項及び指導

※学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、検査結果等に対する指摘事項(調理作業内容の指摘事項を含む)は、報告書に記述するとともに、改善指導を給食従事者に実施すること。

※「多い・少ない」等の抽象的な記述は出来るだけ避け、出来る限り具体的に記述すること。

※検査時状況は何の作業中であったか「使用前、検収時、下処理時、調理時(和え物)、洗浄後等」等、具体的に記述すること。

7 その他

- (1) 検査員は、調理場入場の際は、指定する調理衣等(白衣上着、白衣ズボン、帽子、短靴 2 種類)を着用すること。その場合の調理衣等の費用は、受注者の負担とする。
- (2) 業務を行うに当たっては、栄養士等、食品の衛生管理について専門的な知識を持ったものを当てることとする。
- (3) 報告書のほか、発注者が指導又は助言を求めた場合には、衛生管理について指導助言を行うこととする。
- (4) 受注者は、業務の実施に当たっては、法令等を遵守し、事故の防止と安全確保のための必要な措置を講じること。
- (5) 業務の実施に当たっては、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑をおよぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を怠ること。
- (6) 業務の実施に当たっては、業務対象施設で執務する職員等に対して礼儀正しく応対し、不快感を与えるような言動その他の職員等の迷惑とならないよう注意すること。
- (7) 業務の実施に当たって、万一事故が発生したときは、迅速かつ的確な処理を講じた上で、速やかに発注者に報告すること。
- (8) その他、業務の実施に当たって疑義が生じた場合は、協議の上実施すること。
- (9) 本業務の委託料は、業務完了後の一括払いとする。

8 問い合わせ先(発注担当課)

東広島市教育委員会学校教育部 学事課 保健給食係

電話 (082) 420-0975

FAX (082) 420-0969